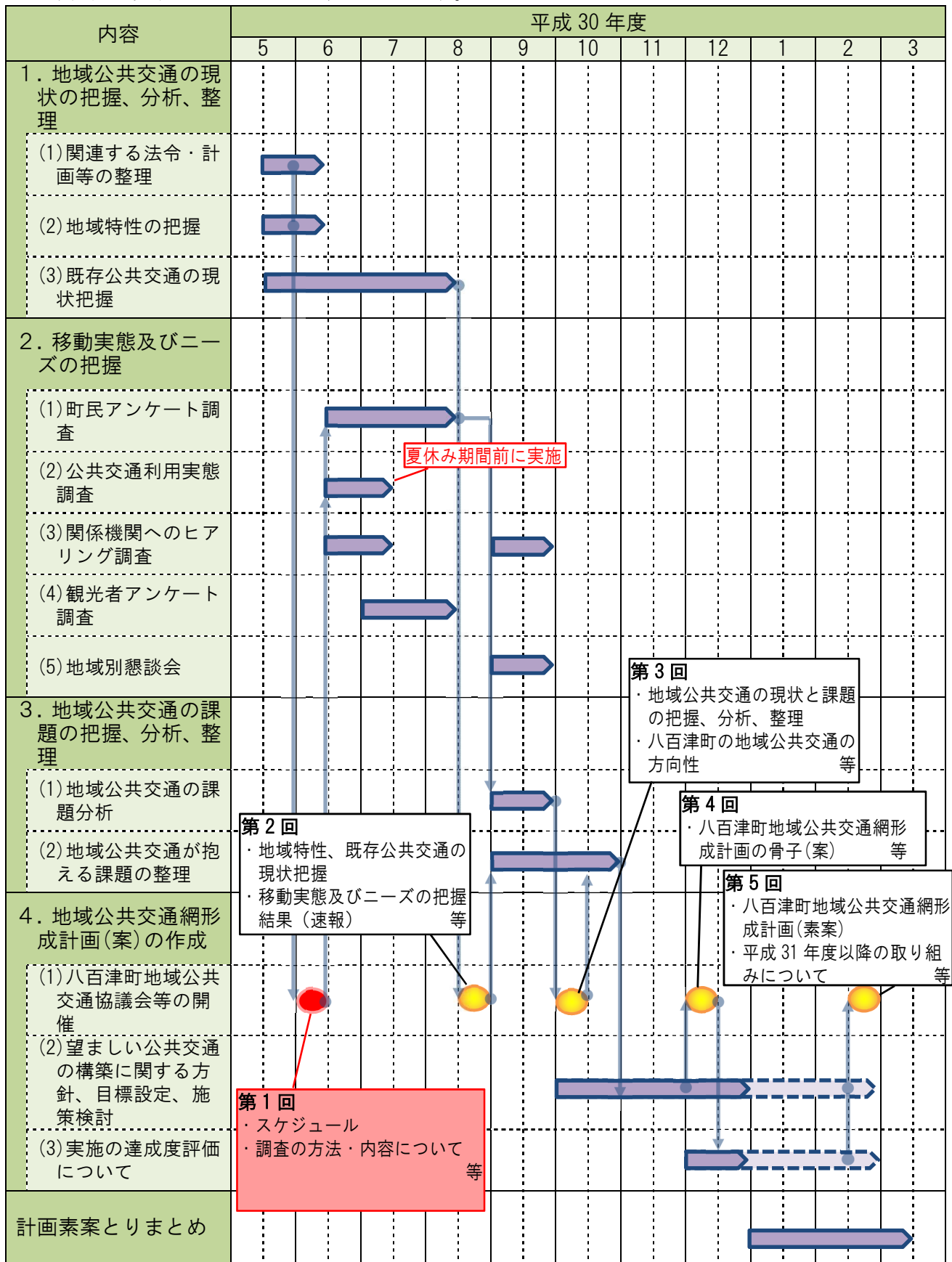


八百津町地域公共交通網形成計画策定のスケジュール

本計画は以下のスケジュールで策定を進めます。



平成 30 年度：地域公共交通網形成計画素案を策定
 平成 31 年度：本計画策定予定

【実施内容の概要】

1 地域公共交通の現状の把握、分析、整理

(1) 関連する法令・計画等の整理

- ・ 検討の基礎資料として、国や岐阜県、八百津町で策定した都市計画(まちづくり)関連計画や公共交通関連計画、道路網等について整理します。

(2) 地域特性の把握

- ・ 地域公共交通の背景となる、人口及び年齢階層や拠点施設の配置状況等を整理するとともに、地域公共交通に関係する現状について整理します。

(3) 既存公共交通の現状把握

- ・ 既存資料の収集・整理や、現在策定中の計画等の情報も活用しつつ、地域特性や地域公共交通関連の潜在力を把握・分析することにより、問題点・課題の抽出及び計画策定・目標値設定の際の基礎データとして整理します。

2 移動実態及びニーズの把握(詳細は別途)

(1) 町民アンケート調査

- ・ 地域公共交通の潜在的な需要を捉え、地域公共交通の可能性を高めるために、住民の意見を把握します。

(2) 公共交通利用実態調査

- ・ 将来にわたって地域公共交通を維持していくために必要な利用者の生の声を把握します。

(3) 関係機関へのヒアリング調査

- ・ 交通事業者(バス事業者、タクシー事業者)、役場内各関係課及び高校へヒアリングを実施し、利用実態やニーズを把握します。

(4) 観光者アンケート調査

- ・ 持続的な地域公共交通とするには来訪者にも支えてもらうことが重要となるため、杉原千畝記念館来館者に対して観光者アンケートを配布して、公共交通利用の可能性を把握します。

(5) 地域別懇談会

- ・ 八百津、伊岐津志、和知、久田見、福地、潮南の各地域別に懇談会を行い、地域における公共交通の課題やニーズを把握します。

3 地域公共交通の課題の把握、分析、整理

(1) 地域公共交通の課題分析

- ・ 既存のデータ及び町民アンケート調査、公共交通利用実態調査等によって、多角的な視点による現状把握や日常の交通実態、利用者のニーズを捉え、地域公共交通の課題として整理します。

(2) 地域公共交通が抱える課題の整理

- ・ 町民アンケートにおける重要度と満足度との乖離状況と、現在の運行状況や施策の実施状況、利用実態調査や意見交換会を通じた意見等を確認し、利用者ニーズにマッチした施策が実施されているか検証し、課題を抽出します。

4 地域公共交通網形成計画(案)の作成

(1) 八百津町地域公共交通協議会等の開催

- ・ 今後の地域公共交通網形成計画策定等、総合的な地域公共交通体系に関する将来像・方針の方向性を検討する上で、地域公共交通協議会の委員からの意見を聴取し、実効性の高い方針の検討を行います。(今年度5回予定)

表: 地域公共交通会議のスケジュール(案)

回数	時期	内容
第1回	6月5日	・スケジュール ・調査の方法・内容について
第2回	8月頃	・地域特性、既存公共交通の現状把握 ・移動実態及びニーズの把握結果(速報)等
第3回	10月頃	・地域公共交通の現状と課題の把握、分析、整理 ・八百津町の地域公共交通の方向性 等
第4回	12月頃	・八百津町地域公共交通網形成計画の骨子(案) 等
第5回	2月頃	・八百津町地域公共交通網形成計画(素案) ・平成31年度以降の取り組みについて 等

(2) 望ましい公共交通の構築に関する方針、目標設定、施策検討

- ・ 総合計画における「ひとと自然が響き合い 未来へ奏でる人道のまち やおつ」を基に、快適な生活を過ごせる安心・安全なまちづくりを支える地域公共交通の基本的な方針を示し、地域公共交通が目指すべき役割を明確化します。
- ・ 基本的な方針に即したまちづくりを実現するための数値目標を設定します。
- ・ 目標達成のために提供されるべき地域公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準等を整理し、八百津町の特徴を踏まえ、実効性の高い事業を設定します。

(3) 実施の達成度評価について

- ・ 設定した施策の進捗状況及び評価改善について定期的に評価する組織体制及び評価の仕組みについて定めます。

H30.6 国土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局
地域公共交通網形成計画の作成に向けて

◎なぜ今考えないといけないのか？

- 日本の公共交通は、事業者主導で確保・維持されてきました
利用者が増減 → 採算が悪化 → 路線の縮小・廃止
- 「事業」である以上、「あって当たり前」ではありません
- 各自でお考えください
 - ・公共交通がないと、地域は、住民は、不都合でしょうか？
 - ・いまある公共交通がどう走っているかご存じですか？
 - ・その公共交通に「ありがたみ」はありますか？
- 地域公共交通とは（法律の規定）
地域住民の日常生活、社会生活における移動のための交通手段
観光旅客や来訪者の移動のための交通手段
- 平成 19 年に、地域のことは地域で考えられる制度ができて 10 年以上経過し、全国各地で取り組みが広がっています
- タイミングは地域の事情によってまちまちですが、地域や利用者が“ありがたい”と思える公共交通を考えましょう

◎どう考え、考えたらどうするのか？

- 公共交通を考える際には、住民、利用者、交通事業者、公安委員会、行政など様々な立場の方がいます → 協議会で議論できます
- 公共交通は場当たりな対応はできないので、検討結果の実現に向けて計画的に進めることが必要です
- 事業の採算が取れない以上、効率的・効果的に行わなければならないのでネットワーク（網）で考え、「書き物」（計画）に残す
- 協議会で議論はするが、法律における作成者は自治体です
コンサルタントが作る訳ではありません
- 「単に書いただけ」「“検討する”を羅列」はNGで、地域の方が読めて行動できてこそ「計画」と言えます

本日から、地域で公共交通を考える機会が設けられました
何が問題か明らかにして、将来的にありがたい公共交通について考えましょう